

# 公益社団法人五所川原青年会議所基本財産等管理規程

## 第1条（総 則）

本規程は、公益社団法人五所川原青年会議所基本財産等の管理、運用、並びに処分に関する事項を規定する。

## 第2条（種 類）

本規程において、「基本財産等」とは、基本財産及び特定資産をいう。

## 第3条（基本財産）

基本財産は定款第5条の事業を行うために保有する。

2. 基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを決議した財産とする。

3. 基本財産は、やむを得ない理由があるときは、総会において総正会員数の3分の2以上の同意を得て、その全部もしくは一部を処分し、または担保に供することができる。

4. 基本財産の運用益は定款第5条の事業に使用しなければならない。

## 第4条（特定資産）

特定資産は次に掲げる財産を持って構成する。

(1) 特定費用準備資金

(2) 特定資産取得・改良資金

(3) 事業実施積立金

## 第5条（特定費用準備資金）

特定費用準備資金は、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

2. 特定費用準備資金を保有しようとするときは、理事長は、事業ごとに、その資金の実施予定時期、積立額、その計算根拠を総会で掲示し、総会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに承認するものとする。

(1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

(2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

3. 特定費用準備資金は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

4. 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

5. 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して総会に討議し、その決議をえなければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

## 第6条（特定資産取得・改良資金）

特定資産取得・改良資金は、認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。

2. 特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、理事長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良の予定時期、資産取得等に

必要な最低額、その算定規定根拠を総会に提示し、総会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに承認するものとする。

(1) その資金の目的である資産を取得し、改良することが見込まれること。

(2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

3. 特定資産取得・改良資金は、貸借対象表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

4. 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩すことができない。

5. 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、理事長は、取崩しが必要な理由を付して総会に討議し、その決議をえなければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

#### **第7条（事業実施積立金）**

事業実施積立金は、本会議所の一般会計収支決算において剰余金が生じたとき、総会の決議により目的を定めて、事業実施積立金として繰り入れられた財産をいう。

#### **第8条（管理責任者）**

基本財産等の管理責任者は理事長とする。

#### **第9条（基本財産等の管理方式）**

基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、もしくは確実な有価証券に換えて保管するものとする。

#### **第10条（基本財産等の運用）**

基本財産等の運用については、前条の管理方式より逸脱しない範囲に於いて基本財産等管理委員会に諮問したうえで総会の決議をえなければならないものとする。

#### **第11条（遊休財産の保有限度額）**

遊休財産の保有限度額は、公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律第16条の規定の通りとする。

#### **第12条(基本財産等の運用益の使途)**

第3条の基本財産の運用益は、定款第5条の事業の実施に限定する。

2. 第4条の特定資産の運用益は、事業費、管理費等に充当する。

#### **第13条（基本財産等管理委員会の構成）**

基本財産等管理委員会は理事長が委員長となり副理事長、専務理事、財務担当委員長及び正会員資格を有する理事長経験者によって構成する。

#### **第14条（基本財産等管理委員会の招集）**

基本財産等管理委員会は理事長が委員長となり年1回開催し、委員長が必要と認めた時は臨時基本財産等管理委員会を招集することが出来る。

#### **第15条（基本財産等管理委員会の決議）**

基本財産等管理委員会は、2分の1以上の出席がなければ決議することが出来ない。

委員会の決議は、出席委員の過半数を似って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2016. 2.29 改訂